

最高裁、平成一四年（行ツ）第一〇八号、同一四年（行ヒ）第一三三号、一六・二・一〇
決定

決 定

上告人兼申立人 医療法人財団青山会

被上告人兼相手方 中央労働委員会

同補助参加人 上秦野病院労働組合

上記当事者間の東京高等裁判所平成一三年(行コ)第一三七号不当労働行為救済命令取消請求事件について、同裁判所が平成一四年二月二七日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

(主文)

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

(理由)

一 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法三一二条一項又は二項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

二 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法三一八条一項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

最高裁判所第三小法廷